

○内閣府告示第 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

- (2) 遊離アルカリ 本品1.0 gを量り、水（二酸化炭素除去）20mLを加えて溶かし、フェノールフタレイン試液2滴を加えるとき、液が赤色を呈しても、その色は、0.1mol/L塩酸0.50mLを加えるとき、消える。
- (3) 鉛 Pbとして2μg/g以下（2.0 g、第3法、比較液 鉛標準液4.0mL、フレイム方式）
- (4) ヒ素 Asとして3μg/g以下（0.50 g、第1法、標準色 ヒ素標準液3.0mL、装置B）

乾燥減量 8.0%以下（150℃、2時間）

定量法 本品を乾燥し、その約0.2 gを精密に量り、酢酸40mLを加えて溶かし、0.1mol/L過塩素酸で滴定する。終点の確認には、電位差計を用いる。別に空試験を行い、補正する。

0.1mol/L過塩素酸 1 mL=9.814mg $C_2H_3KO_2$

酢酸カリウム液

Potassium Acetate Solution

定義 本品は、氷酢酸と水酸化カリウムの水溶液とを反応させて得られる、酢酸カリウムを主成分とする水溶液である。

含量 本品は、酢酸カリウム（ $C_2H_3KO_2=98.14$ ）58.0%以上を含む。

性状 本品は、無色澄明の液体で、わずかに酢酸のにおいがある。

確認試験 本品は、カリウム塩の反応及び酢酸塩の反応を呈する。

pH 7.5～10.0

本品を、そのまま検液として用い、測定する。

純度試験 (1) 遊離アルカリ 本品1.8 gを量り、水（二酸化炭素除去）20mLを加えて混和し、フェノールフタレイン試液2滴を加えるとき、液が赤色を呈しても、その色は0.1mol/L塩酸0.50mLを加えるとき、消える。

(2) 鉛 Pbとして1μg/g以下（4.0 g、第3法、比較液 鉛標準

[目を加える。]

液4.0mL、フレーン方式) (3) ヒ素 Asとして1.5μg／g以下(1.0g、第1法、標準色ヒ素標準液3.0mL、装置B) 定量法 本品約0.3gを精密に量り、酢酸40mLを加えて溶かし、0.1mol／L過塩素酸で滴定する。終点の確認には、電位差計を用いる。別に空試験を行い、補正する。 0.1mol／L過塩素酸 1mL＝9.814mg C₂H₃KO₂ 酢酸カルシウム Calcium Acetate [略]	酢酸カルシウム Calcium Acetate [略]
備考 本品の [] の記号は、本品にのみ。	